

基本課題Ⅲ

家庭責任を担い合うための支援

【現状と課題】

市では、平成 17 年 3 月に「羽村市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育て家庭の支援、子どもの育ちの支援、地域の子育て・子育て環境の整備を基本方針として、「男女が共に参加する子育ての促進」を施策の一つに位置付け、幅広い施策を総合的に展開しています。

また、社会全体で高齢者等の介護を支える介護保険制度の充実や障害者が安心して福祉サービスを受けられる体制の整備に努めてきました。

しかし、平成 18 年版男女共同参画白書では、「妻の就業状況別に夫婦の生活時間をみると、妻の就業の有無にかかわらず夫が家事や育児などにかかる時間は妻と比べて著しく短い。男性は共働きか否かで生活実態はほぼ変わらないものの、女性は共働きの場合は仕事をしながら家事も育児も担い、余暇時間が少なくなってしまう。」と報告されています（図表 10）。

また、平成 17 年 1 月に市が実施した羽村市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関するアンケート調査結果では、介護を受けたい場所として「自宅」と回答した方が、要援護高齢者、65 歳以上高齢者ともに約半数を占め最も多く、「同居家族の介護を受けたい」と回答した方も同様に半数を超えています。

一方で、介護が必要になった場合、困ることは「家族に肉体的・精神的負担をかけること」と回答した方が 73.9%と最も多くなっています。

今後、少子・高齢化、核家族化が進展する中で、男女が家庭責任を担い合い、社会的支援の下に、育児・介護等の家庭生活と仕事やその他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、引き続き、子育てや介護のための支援、高齢者や障害者の自立支援を行っていく必要があります。

◆図表 10: 夫婦の生活時間

資料出所:平成 18 年版男女共同参画白書



(備考)総務省「社会生活基本調査」(平成 13 年)より作成

施策の方向

1 子育てのための支援体制の充実

男女がともに子育てを担い合い、喜びと責任を分かち合い、地域や社会の中で安心して子育てができる環境づくりのために、子育て相談や一時預り制度、地域の子育て支援ネットワークづくりを推進し、ともに子育てを行うための社会的・経済的支援を充実します。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) ともに子育てをするための社会的支援	① 子育て相談事業の実施	男女がともに子育てに携われるよう、子育て相談に父親の参加をすすめ、業務の充実に努める。	継続	A	健康課 保育課 子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	② 母親学級・両親学級への参加促進 (I-3-(2)-3 の再掲)	母親だけでなく、父親や家族が参加しやすいように開催し、実践にも役立つような内容で基礎知識の習得を図る。	継続	A	健康課
	③ 乳幼児ショートステイ事業の実施	保護者の病気・事故・冠婚葬祭・育児疲れなど保育ができないときに、宿泊も可能な一時的保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	④ 一時保育事業の拡充	保護者の育児疲れなど、保育ができないときに、一時的に保育を行うことで保護者の負担を軽減する。	充実	A	保育課
	⑤ 子ども家庭支援センター事業の充実	子どもと家庭の問題に総合的に対応するとともに、児童虐待対策ワーカーを配置して子ども家庭支援センター事業を充実する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑥ ※1 子育てひろば事業の拡充	子育てひろば事業の拡充を図り、市内でバランスよく実施する。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) ともに子育てをするための社会的支援	⑦ 訪問型子育て支援サービス事業の実施	産じょく期の母子に対する育児相談や簡単な家事等の援助など、養育支援が必要と思われる家庭にヘルパーの派遣を行う。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑧ 子育てサポーターの育成	地域で身近な子育て支援をする人材を発掘するとともに、子育て中の親にとって身近な相談者や支援者としての役割を担う子育てサポーターを育成する。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑨ 子育て支援者等のネットワークづくり	地域の育児力を高めるため、民生児童委員や子育てサークルとの連携を図り、地域の子育て支援者等のネットワークを構築する。	新規	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑩ 子どもと家庭に関する相談・情報提供機関のネットワークづくり	子ども家庭支援センターを核に、保育園、幼稚園、学校、教育相談室、保健センター、保健所、児童相談所などの相談・情報提供機関とのネットワーク化を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑪ 幼稚園・保育園・小学校の連携、交流	定期的に幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を開催し、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な移行を図る。	継続	A	保育課 指導室
	⑫ 子育て応援ガイドブックの充実	子育てマップを含めた子育て応援ガイドブックを作成し、子育て家庭への情報提供の充実を図る。	充実	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑬ 意識啓発活動の実施	情報誌ウィーブや啓発事業を通して、男女が協力して家庭責任を担うための啓発活動を行う。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター) 企画課

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(2) 子育てのための経済的支援	① 乳幼児医療費の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児の医療費助成を行う。	継続	A	子育て支援課
	② 私立幼稚園等園児保育料の助成	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、一定の条件に基づき、私立幼稚園等園児保育料の助成を行う。	継続	A	保育課
	③ 市立小中学校保護者に対する補助・援助	市立小中学校の行事等にかかる保護者の費用負担を軽減するとともに、市立小中学校及び高等学校等への就学が困難な児童生徒の保護者に対しては、一定の条件に基づき、就学の援助を行う。	継続	A	教育総務課

※1 子育てひろば事業

区市町村が関係機関と連携し、地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどいの場を提供し、子育てに関する相談や啓発事業を一体のものとして行う事業。

高齢者の総合的な支援のための地域包括支援センターを中心に、高齢者の地域支援の総合相談・権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメントを行っていきます。また、障害者の自立に必要な居宅介護などの福祉サービスを提供します。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) 高齢者の総合的な支援体制の確立	① 地域包括支援センターを中心とした総合的な支援	地域包括支援センターを中心に、介護保険事業とともに保健・医療・福祉サービス、その他の地域の様々な資源を活用し、家族介護者への支援も含めた包括的・継続的な支援を行う。	充実	A	高齢福祉介護課
	② 家族介護支援事業の実施	高齢者を在宅で介護している家族等が、心身の元気回復や介護知識の習得のため、介護支援事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課
	③ 徘徊高齢者探索サービス事業の実施	認知症で徘徊する高齢者の家族の心労や負担を軽減するため、徘徊高齢者探索サービス事業を実施する。	継続	A	高齢福祉介護課
(2) 障害者自立支援法による制度の定着化と安定した事業運営	① 一元的なサービスの提供	障害の種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立に必要な居宅介護などのサービスを提供する。	継続	A	障害福祉課
(3) 介護保険制度の周知	① 広報などを利用した制度の周知	パンフレットや広報紙、ホームページを活用するとともに、出前講座や市民等への説明会などを通じて制度を周知する。	継続	A	高齢福祉介護課

高齢者や障害者が健康で自立した生活ができるよう、社会参加を促すため、就労支援や交通のバリアフリー化などに努めます。また、ひとり親家庭が抱える悩みを解決するための相談や生活基盤を確保するための支援サービスを実施します。

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(1) 高齢者の生きがいつくりと社会参画の促進	① 老人クラブなどへの支援	老人クラブへの支援を通じて健康・生きがいつくり活動を促進する。	継続	A	高齢福祉介護課
	② 生きがいつくり講座の充実	老人福祉センターや生涯学習センターゆとろぎの講座を充実し高齢者の生涯学習活動や生きがいつくりを支援する。	継続	A	高齢福祉介護課 生涯学習センターゆとろぎ
	③ シルバーボランティアの促進	生きがいつくりや健康づくりのために、介護予防ボランティアを育成するなど、シルバーボランティアに関する情報提供を行う。	新規	A	高齢福祉介護課
	④ シルバー人材センター事業への支援	高齢者に就業機会の提供を行うシルバー人材センター事業を支援し、高齢者の社会参加の促進を図る。	継続	A	高齢福祉介護課
(2) 障害者の就労支援	① 障害者の就労支援	就労支援や生活支援コーナーを配置し、職業相談、職業準備支援、職業開拓、職場定着支援などとともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行う。	充実	A	障害福祉課
	② 相談体制の充実	障害者やその家族を支援し、自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、様々な相談と情報提供を行う。	充実	A	障害福祉課

施策	事業名	事業の内容	実施状況	実施時期と目標	担当課
(3) ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援	① 経済的支援の充実	ひとり親家庭の医療の助成や各種手当を通じて、生活支援の安定を図る。	継続	A	子育て支援課
	② ホームヘルプサービス事業の実施	家事・育児など日常生活に支障をきたしている場合にヘルパーを派遣することで、生活基盤の安定を図る。	継続	A	子育て支援課
	③ 休養ホーム事業の実施	レクリエーション活動を通じて親子のふれあいを深めることで、精神的な安定を図る。	継続	A	子育て支援課
	④ 貸し付け事業の実施	母子福祉基金や女性福祉基金の利用をすすめることで、経済的な安定の確保を図る。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑤ 相談事業の充実	母子自立支援員を中心とした母子家庭及び婦人相談を実施するとともに、関係機関との連携を図る。	継続	A	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
	⑥ 自立支援教育訓練給付事業等の実施	母子家庭の自立支援にかかる自立支援教育訓練給付事業等を実施する。	新規	B (H20～)	子育て支援課 (子ども家庭支援センター)
(4) 自立のための基盤整備	①※1 交通バリアフリー化の推進	高齢者や障害のある人の社会参加を促進するため、計画的なバリアフリー化を進める。	継続	A	施設計画課

※1 交通バリアフリー

高齢者や障害者などが円滑に移動できるよう鉄道や道路などのバリアフリー